

1 議事日程(第3号)

(令和5年第4回久山町議会9月定例会)

令和5年9月6日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番	阿部恒久	7番	山野久生
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	重松宏明	経営デザイン課長	中原三千代
会計管理者	佐々木信一	上下水道課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	都市整備課長	大嶋昌広
税務課長	川上克彦	総務課長	久芳浩二
町民生活課長	井上英貴	産業振興課長	横山正利
教育課長	江上智恵	健康課長	亀井玲子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	城戸貞人
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

4番本田光議員、発言を許可します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 改めましておはようございます。私は、マイナンバーカードの問題と久山の現状は、ということ、それから次に、学校給食無償化と中学校給食の実施は、それから3番目には、久山町上久原土地区画整理事業について、3問質問いたします。

まず最初に、マイナンバーカードの問題と久山の現状について質問をいたします。一つには、久山町の現状について、マイナンバーカードの取得率はどうなっているのでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず事実ベースの質問ですので、町民生活課長の方からご報告させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

マイナンバーカードに関する久山町の現状につきまして、令和5年7月末日現在の状況をご報告させていただきます。

本町での対象人口でございますけれども、こちらは国が基準としております令和5年1月1日現在の人口でございますけれども、対象人口が9,324人、これまでに申請されております総申請件数が7,497件で、申請率が約80.4%となっております。

次に、交付件数、交付率でございますけれども、すでにお手元にマイナンバーカードをお持ちである件数、いわゆる保有件数と申しますけれども、こちらが6,534件でございます。保有率が約70.1%となっております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） このマイナンバーカードが始まって申請された方、そしてまた返納さ

れた方がもしあれば、参考のために聞かせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

本町におきましては、これまでにマイナンバーカードの返納をされた方はございません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、特にこのマイナンバーカードが大きくいろんな問題を醸しております。②番目に入りますけども、日本はデジタル後進国、そして主要先進国に大きく後れを取っているとって、トラブル続出のマイナンバーカードを国民に押しつけている岸田政権。しかし、同一の個人識別番号を複数の行政機関で共通番号として利用、そして各行政機関が持つ個人情報を1枚のカードにひも付けしようとしている国は、主要7カ国、G7で日本だけあります。個人情報を守る点から見ても、世界の流れに逆行していると言わざるを得ないと思います。

全国的に見ますと、マイナンバーカードをめぐる混乱は深まり続け、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録、マイナンバー保険証に他人の情報が登録されたケース、あるいはまた他人の年金記録が閲覧されたケース、障害者手帳の誤登録など、トラブルは多方面で多数に及んでいます。本町では関係ないかもしれませんが、個人情報の漏えいという重大な問題があちこちで起きております。この宗像、糟屋関係を見ても、マスメディアでも報道されております。本町では聞きませんが、個人情報の漏えいという重大な問題、そしてこのような現状と原因を町長はどのように捉えておられるのかお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マイナンバーカードをめぐるトラブルっていうのは、政府や報道機関等から発表されているとおりでと思います。これはあくまで国策として政府が行ってる政策であり、私たち自治体はその方法、手段等によって、それをいかに町民の皆さまに迷惑をかけないように実行していくかというのが大きな役割になります。幸い職員の努力もあり、久山町では報道にあるようなミスというか、そういうことは発生してません。

私は、世界デジタル競争ランキングの2022年で日本は先進国でありながら29位であるというような報道等を見て、ある程度のデジタル化っていうのは必要であると政府の方が思っていると思います。そのデジタル化を進めていく上で、個人情報も含めてそういうトラブル、そういうものをしっかりケアした上で、自治体の方にその業務ということについて指示を出していただけたらいいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 行政という、いわゆる町民の財産、そして町民の生命を守る立場から、情報関係というのは的確に捉えて、そしてどうこれを伝達していくかということだというふうに思います。こういうのが機械操作によって誤りを犯すというのがあちこちに出ていますから、そうしたデジタル化というのは一面いいように見えますけども、なかなかそう簡単にいかないというのが現状です。ですから、ぜひ慎重な態度で対応していただきたいと思いますが、町長に再度聞きます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私たちも今後、今ご指摘のようなことにつきましては、慎重に細心の注意を払って実施していくということになります。国の方の報道発表によると、単純なミス、そういうものからさまざまな要素が絡み合っただけでヒューマンエラーも含まれてありますので、その辺もしっかりと確認しながら住民の皆さまに迷惑がかからないように注意をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 次に、③番目に入りますけども、国が来年秋に計画する紙の健康保険証の廃止は、ひも付け問題の発覚で不可能であることが明らかであり、このままでは町民に被害が及ぶ恐れがあります。ひも付けというのはどこまでがひも付けなのかという点で、町民には分かりづらいんじゃないかと、僕自身も具体的にになると分かりません。ひも付けという関係を見た場合、そうした関係を含めて被害が及ぶ恐れがある可能性が大いにあるから、従って町は国に対して健康保険証の廃止、これは中止するという、先延ばしされる可能性もあるけども、そうしたマイナンバーカードを強制するあらゆる取り組みを行わないこと等々を国に対して上げてもらいたいというふうに思いますけども、そこらあたりは町長、どうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これは、自治体の方から中止、廃止をお願いするというものではないと思っています。やはり国会等でその辺を議論されるべきものでありますので、私たちはあくまで国がそういう政策を打つ上では責任を持って適正に対応されていく、それを自治体に下ろしていただくということが今一番重要なのかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かに今町長が言われたように、国が地方自治体に押し付けは駄目ですよね。押し付けて地方自治体で対応しなさいだけでなく、地方から意見を上げるといようなことが大事じゃないかと思えますけども、意見ぐらい上げていいんじゃないかと思えますが、町長、再度答弁願います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私たちが言えるそういうご意見、いろんな機関等があると思えます。福岡県にしろ国にしろあるとは思いますが、まずは現場の起こっている問題、想定される問題等のそういうことの見意見交換というのは可能じゃないかなと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 町長、いろんな会合等あたりがあるでしょうから、国との関係の、あるいはまた福岡県あたりの会合等があるでしょうから、ぜひそういう場所で意見を上げていただきたいと、こういう議会で発言があったというぐらいはですね、どうですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 住民の皆さまにとって一番最適な状況というのをいかにつくっていかれるかということもありますので、そういう場がありましたら私の方からもお話をさせていただきたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 次に入ります。

学校給食無償化と中学校給食の実施についてお尋ねします。

学校給食無償化については、8月17日現在、今年度実施予定の自治体が全国的には482に広がっており、福岡県内においても11自治体取り組むとされております。先般の6月議会でも質問いたしましたけども、そうしたことを含めて学校給食の無償化、これは大体本来だったら国がすべきことだというふうに僕は思います。だけど、地方自治体が率先してやっているという自治体も一方じゃあります。ぜひそうしたことでお互いに競争するんじゃないかと、今の地方財政に見合った形と保護者会あたりとの要求を含めて、学校給食の無償化、それと中学校給食、これについてまず町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この学校給食の無償化につきましては、11自治体取り組もうとするとありますが、まず実際のどのくらい学校給食無償に福岡県の方の自治体でなるかというのは、結果を見ないと分からないかなと私は思っています。やはり、その自治体自治体の中で限られた財政の中で、年齢構成も違うし、人口構成も違います。いろんな状況があっ

て、財政規模も違います。そういったものを一律とかで無償化をしていくというのは、なかなか現実的に難しい問題があると私は捉えています。おっしゃるように、こういうものにつきましては、国の方でどういう対応を取るかというのが本来は一番必要な議論じゃないかと思っています。

この6月議会で答弁をさせていただいております給食関係につきましては、教育長の方から回答をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今のことにつきましては、6月議会でも答弁させていただいたとおり、学校給食の経費負担につきましては、学校給食法第11条において、人件費、施設設備は設置者負担、それ以外は食材費は保護者負担とするというように保護者負担であることが明記されていることから、本町においては学校給食の無償化は考えておりません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 日本全国的にも学校給食の無償化、あるいはまた中学校給食の関係も含んだ状況で無償化という関係は、一方では学校教育の一環じゃないかというふうに思います。ぜひ今後、ただ保護者負担というだけで終わるんじゃなくて、検討するぐらいは言えないんですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、本町としてはやれる範囲、本年度も予算等に上げていただいている物価高騰分については町が負担していくというようなこととして、今回も半年分の延期を議会の方に予算として上程させていただいています。町としてもその件につきましてはやれる範囲、財政状況、見通し等もありながらそういうことをやってるんですが、ただ基本的に全てが無償化でいって言ったときに、いろんなこと、町全体のサービスも考えて検討していくことを私たち地方自治体は考えていかなければいけないというのも、議会も含めてご理解した上で議論すべき事項ではないかと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かに今まで地方創生臨時交付金だったですかね、これを充てて、2学期に限って無償化というのが過去あった。これは大事なことだというふうに思います。しかし、これが一時的であって、継続性がないという実態。だから、僕が言いたいのは、継続性を持った、地方財政に見合った形をどう形成していくかというのが大切じゃないかというふうに思います。

次に入ります。

去る6月議会でも質問いたしましたけども、久山中学校の5月1日現在の全生徒数は299名、今現在ランチサービス（弁当給食）となっておりますけども、令和4年度が一番多いときで喫食数が131食だったのが、令和5年4月の喫食数は64食と言われております。喫食数の減になった最大の理由は何でしょうか、教育長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 令和5年度4月の喫食数につきましては、4月に本田議員から教育委員会にお尋ねがあったときの数字ですので、4月末には最終的には67食となってることをお伝えしておきたいと思っております。

令和5年度4月の喫食率がなぜ減になったのかということですが、今、令和5年度の喫食数を申し上げましたが、令和4年度4月の喫食数が64食に対しまして令和5年度4月の喫食数は67食と、昨年度よりは増えております。この3年間、喫食数が特別に少なかった月はありません。昨年度は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して中学校においては一律300円の助成を行っており、ランチサービスは実質無料で利用できるというものでございました。8・9月以降は20%後半から40%と喫食率が高くなっておりますけれども、令和3年度、令和5年度についてはどの月も20%から25%の間で推移している状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ここに約20年分ぐらいの中学校給食の関係の資料を持っております。

ここでは、確かに両小学校の委託業者も変わり、そして今日まで来ております。ですから、この学校給食が給食法という、それと食育法、あるいはまた子どもたちの体力を形成していく過程でいかに大切であるかという立場から見て、本当に学校給食が単なるランチサービス（弁当給食）ということになっておりますけども、今久山全体を見た場合、確かに公共施設そのものも老朽化しております。この庁舎も、もう恐らくそろそろ建て直する時期に来てるんじゃないかというふうに考えます。そうした公共施設、学校施設も含めて考えた場合、これからの課題が相当山積みされております。そういう中で、例えば学校給食を完全給食化した場合、お隣の篠栗でも3億円かかったり、あるいはまた6億円近くかかったり、もちろん国からの補助が2分の1とかいろいろありますけども、今補助率も多少変わってきてるような状況も一方じゃあります。そうした中で、両小学校は給食があって、中学校は何で弁当給食なのかということをよく町民から尋ねられるんです。

そこで、③番目に入りますけども、久原小学校、山田小学校の給食は、民間委託業者の

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が請け負っております。8月6日付の西日本新聞では、完全給食の調理場完成、太宰府市中学校での完全給食が来年1月開始、太宰府市、それから春日市、糸島市、これは旧二丈町のみと、それから同じ糟屋郡内であっても宇美町の中学校給食も調理し、配送すると新聞では報道されております。久山中学校の給食を考えた場合、現在のランチサービス（弁当給食）を改め、先ほども言いましたように学校施設そのものも老朽化しており、相当今後の町の財政支出も大きくなるんじゃないかというふうに思いますし、そういうときを考えた場合、現在のランチサービス（弁当給食）を改めて、ランニングコストが大きくなるかもしれませんが、保護者会あるいはまた教育委員会、久山町、そして両小学校の給食委託業者のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社等々で中学校給食について再検討されてみてはどうでしょうか。まず、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いろいろなご指摘等も踏まえて、住民の皆さんの意見等も踏まえて、常にそういう検討というのをやっていかなければいけないというのは教育委員会とも理解しています。今回ご質問にある報道関係も含めて、教育長の方からまず回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今本田議員がおっしゃられたように、教育委員会が請け負っていかなくちゃいけない施設管理とかいろんなことについては、本当にたくさんのございます。まず、給食の在り方については、さまざまな観点から総合的に判断していかなくてはならないというふうに6月議会のときにも申し上げましたが、そういうふうに考えております。

7月に教育委員全員で久山町の全学校、幼稚園の学校訪問を行いました。私が教育長に就任して初めてでございます。教育長という立場で久山町全体の教育環境を俯瞰してみますと、改めて気づいたことがございました。学校施設は個別施設計画に従って改修・改善を行っていますが、一部施設の中では本田議員がおっしゃられるとおりに老朽化が進んでいるものもあり、予定の計画を前倒ししていかないと間に合わない、危険じゃないかと思われる部分がたくさんあることに気がつきました。

また、夏場の体育館の暑さは尋常ではありませんでした。中学生に限らず、体育館を使う方の熱中症対策は、優先して考えていかなくてはならない内容で、体育館にもクーラーの設置の検討を行う必要を感じました。令和2年度導入しました1人1台タブレット端末も消耗品という扱いですので、令和7年度には買い替えが求められております。プールの

改修や昨日出ました温かい便座の設置もそうです。撤去や改修、クーラーの設置、全タブレットの買い替えなどを行うようになれば大変大きな予算が必要となりますけれども、給食室設置とその施設維持のランニングコストはクーラーの設置費、額の比ではなくて、他の整備がやはり難しくなるということが想定されます。

給食そのものについては、私が教育長に就任したときからこの議会でもお話ししておりますけれども、マイナスに捉えたことはございません。久原小学校でも5年間給食を食べまして、自校給食は本当においしかったです。しかし、町の予算には本田議員がおっしゃられるように限りがあります。高校生を持つ家庭になると、イコバスなど交通網の充実が求められます。高齢者からは、福祉の充実が求められます。教育部局の予算執行における教育環境の整備には、どうしても優先順位がついてきます。町の教育を管理している私の立場としましては、本町における教育環境の整備は、まずは安全に関する環境整備、次に学力向上・体力向上につながる教育活動の充実に関する環境整備を優先すべきであると考えております。これが多面的、総合的な私の判断でございます。

答弁が長くなりますけれども、本田議員の質問の内容にも関連しますので、少し説明を続けさせていただきたいと思っております。

このたび、太宰府市完全給食の調理場ができて、近隣市町の中学校の給食実施の仕方が変わってきております。福岡教育事務所管内の市町の中学校における給食については、令和5年度、本年度1学期までは、久山町、須恵町、宇美町、太宰府市、春日市、大野城市、糸島市の旧二丈町でランチサービスとお弁当の選択式お弁当給食というスタイルを取っていました。今回、太宰府市が完全給食の調理場を請け負う業者、これはこれまで春日市に調理場があったんですけれども、調理場の老朽化により太宰府市に完全給食に向けた調理場を建設いたしました。この調理場は、太宰府市の給食の提供だけではなくて、春日市、糸島市、宇美町の中学も調理し、配達します。太宰府市と糸島市については全生徒喫食で、給食実施方法の分類では、粕屋町や古賀市が行っているセンター方式の給食になります。春日市、宇美町は完全喫食を行うことも可能なのですけれども、これまでと同様にお弁当との選択制という方法で実施するようにしていると聞いています。ちなみに、春日市はこれまでお弁当の選択が約4割、ランチサービスの選択が約6割ということを知っています。

本田議員の質問ですけれども、中学校に新たな給食室を建設できないのなら今給食を調理しているところから配送して実施してみたらどうか、という旨の提案だと受け止めたのですが、それでよろしいでしょうか。つまり、例えば小学校の給食室で中学校の給食も作り、配送できないかということだろうと思うんですけれども、これは親子方式という方

法で実施方法としてはあるのですけれども、小学校の給食の量を中学校の量まで増やして実施するという事は栄養が確保できないということで、これは認められていません。中学校では栄養素が規定に足るように食材の種類や量を増やしていかなくてはならない、別に作っていかなくてはいけないというような状況になってるそうです。ただ、給食を始める環境が整ったときには、そのことも一つの案として検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今教育長が答弁された関係は、私自身もある程度はつかんでおります。そうした中から質問させてもらっておりますけれども、実際確かに小学校の生徒たちが食べるカロリーというか、いろんな食事関係は違うんですね。また、中学生になるとそれだけの体力をつけなければならない。ですから、今確かに急がなければならない行政の仕事はたくさんあるというのは分かりますけれども、この優先順位からしたら中学生の給食関係は高い方のランクに入ってるんじゃないかと。ですから、一番大事な過程に完全給食がないと、やはり高校に行けばそれぞれあるということで。

ですから、この中学校給食の在り方、そして先ほど言いましたように保護者会、あるいはまた教育委員会、それから町、それと先ほど言いました久原小学校、山田小学校が委託されてるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、それは一つの例です、そういう関係を検討してみてもどうでしょうかという一つの案です。ですから、ぜひ真剣に検討して対応していただきたいと思いますが、町長、答弁願います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、まちづくりの観点の中で、できるだけ住民の皆さんにとってこの久山町に暮らすことがよかったと思っていただける、そういうまちづくりというのがやっぱり一番だと思います。ただ、ここで私が先ほどもお話しさせていただきましたが、さまざまな住民の方、やはり高齢者の問題、そして高校生になればバスの問題、小学校になれば教育の問題、いろいろあります。特に私たち久山町は幼稚園、小学校、中学校と一貫して教育をしてるということで、他町に比べると幼稚園という教育機関も持っています。ですから、その辺については、ある意味施設面に対しても費用がかかっているところもあると思います。

ただ一方で、これから先、久山町を担っていく、社会を担っていく子どもたちにとって一番いい方法は何かということをしっかり考えながら優先順位をつけていくということも必要だと思っております。これは給食の話だけじゃなく、全てにおいてそういうことを考えな

がらやっております。実際、今後給食の話も含めてまちづくりの話全ていろんな政策を打っていく上で大事なことは、その給食を提供するということの議論も大事なんですけど、まず久山町としてどのようなサービスを提供していくべきなのか、久山町の給食はどういうものがあるのかという議論を積み上げていくってことをやっていかなければいけないと思います。もし検討していくということになったときにはそういうことも踏まえた上で、将来的にもこの久山町の給食の在り方っていうのをまずしっかりと考えて、その後に最適な手段を検討するっていうのが私は必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、町長がおっしゃったように、確かに分からないことではないんですけど。しかし、もう2023年はあと半年しかないんですよ。この間にぜひ重要課題として久山中学校の給食の在り方を再検討してもらいたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 常にこの問題につきましては、私たち含め教育委員会も議論をしておりますので、私の責任においてその問題というのを考えた上でやっていきたいと思っておりますので、それにつきましては総合的に全部今さっきお話をさせていただいたようなことも含めた上で、しかるべき状況になったときの対応というのは、検討というのはやらなきゃいけないと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田委員。

○4番（本田 光君） 確かに検討していくということでしょうけども、そういう場合に保護者の意見、あるいはまた教育委員会の意見、あるいはまた町の意見、相互がかみ合わない、なかなか容易じゃないんですよ。先ほど言いましたようにランニングコストとか、そういうコストが相当かかります。ですから、そういう点で町の優先順位はどこにあるかというふうに見た場合、僕は中学校の給食も一つの大きい課題じゃないかと思えます。ぜひ検討を願いたいと思います。

次に入ります。

次は、久山町上久原土地区画整理事業について質問いたします。

これは再三、定例議会の中の一般質問では質問させていただいておりますけども、一つには、久山町上久原土地区画整理組合は福岡県へ施行期間（事業期間）を2023年度（令和6年3月）まで延長する手続きを、今年2月久山町を經由して福岡県へ提出されたという

ふう聞いております。事業計画変更理由書、それから延伸の主な理由は何かと、去る6月議会で質問いたしました。この質問に対して都市整備課長は、久山町上久原土地区画整理事業の事業計画変更認可申請書において組合から提出された事業計画の延伸理由は、未施工箇所の工事費用を縮減し、久山町と協議後に組合が資金計画を作成できるようになるまで時間を要する見込みであるためと記載されている。そして、未施工箇所の工事を縮減したから町が組合に資金を支出し、組合が資金計画を作成できるというのではなく、協議してその方法を見いだしていくという意味合いと町は捉えているという、そして県の方へ進達を行っている状況であるというふうに答弁されました。県からその後、同組合、コンサルタント会社、町に対してどんな指導、アドバイスがあっているのか、まず町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この状況につきましては、都市整備課長の方から報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

久山町上久原土地区画整理組合事業につきましては、第14回の事業計画変更認可申請を行い、事業計画延伸等の許可はされましたが、その後、福岡県から町に対して指導、アドバイス等は行われておりません。加えまして、上久原土地区画整理組合ならびにコンサルタント会社に対しても指導等があるということは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かにここは久山町、けど許認可を出したということは福岡県なんですよね。そういう立場から見た場合、今平成元年からずっと今日まで見た場合、あとは未施工箇所を工事して、そしてあとは解散届を出すというのが最終的じゃなかろうかと、それが収束じゃないかと思えますけども、ずっとずるずると今日まで来ていると。

町長じゃなくて前町長の時代にも質問いたしましたけども、組合の保留地と、あるいはまた町の保留地をどこと交換したかといえば、交換場所をおっしゃらずに付加価値が上がったからというような状況で、しかも極論をいいますと、町は相当至れり尽くせりをされていると僕は思います。というのは、前もこの場から発言しましたが、アスファルト舗装、あるいはまた上下水道関係、あるいはまたいろんな施策を町はやっているわけですね。ですから、あとはどこがお金をつくるか、あるいはまたどうするかというのは、僕は組合とコンサル会社じゃないかというふうに思います。

ですから、そういうところの指導監督の責任はどこにあるかと。かつて言いましたけども、勧告しませんかと前町長にも言いました。そしたら、前町長は勧告しませんと。しかし、勧告の権限は知事と行政のトップしかないわけですね。ですから、これを許認可した福岡県に対してもっと強くこの議会からそういう発言があったというぐらいいいは言われていいんじゃないかと、指導監督の権限が県に対して大いにあると僕は思います。そこらは町長、どうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、私が就任して、この未施工箇所の問題というのは引き続き久芳町長の町政時代から続いております。これはあくまで本田議員が今お話がいろいろありましたが、町としてもまちづくりの一環、人口政策も含めてやっていくということで、町としての整備というのもやってきたと思っています。そういう問題を含めた上で、まずは解決に向けて動いていくというのが町の役割でもあると思います。それは私も一貫してお話をさせていただいています。そのために県の方とは情報交換等はやっておりますが、その指導監督をすることが町にとって今の状況でいいのかっていうことではないんじゃないかと私は思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 先ほどの課長、あるいはまた町長からの答弁を聞きますと、何か県からの指導、アドバイスがほとんどあっていないというか、ただ単なる意見交換みたいな感じを受けます。ですから、県に対して議会からそういう発言があったというぐらいいいは言われてしかるべきじゃないかと。そして、困難な場所、いわゆる未施工箇所があるわけですね。その原因も含めて県の指導監督を求めたいというふうに議会からも発言があったというぐらいいいは言われていいんじゃないですか、町長。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議会というか、議員さんの一部からそういうお話があつてますということとは言えると思います。ただ、これは次の質問の関係があるので答弁というのは控えさせていただいてたんですが、実際にもう以前回答させていただいてるとおり、まず未施工箇所を組合の方で発見してもらおう。それじゃなければ、県もどういふふうな指導をしていくかっていうこともなかなか難しいと思います。町としてもまずその状況を見てつていうことは、私の方も組合の方にお話ししています。組合の方も今鋭意努力しながら動かれていますので、そこをまず県の方としてもそれを見ていくつていうことが今の状況ではないかと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かに、県に過去確認させてもらった時があったんです。そしたら、現地は見ておりませんという時がありましたから、現地をぜひ見ていただきたいと。やはり、県自らが、担当課であるところが現地を見て、どこが問題なのかという、そういうところを見ない限り、ただ町任せ、あるいはまた組合任せぐらいでは話にならないわけですね。ですから、僕が言いたいのは、指導監督責任というのは県知事にあるわけですから、そこらあたりを一議員からでも意見があったぐらいはぜひ言うていただきたいと、再度答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の方にいろんな案件も含めて県の課長補佐が昨年来られて、その際、現場は見ていただいています。以前の担当者の方かそこは分からないんですが、そういうふうには県の方としても問題として現場を見るという行為もされてますので、今後そういう面につきましては、県の方には議員さんからそういうお話があったということは伝えられると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ県の方に伝えていただきたいと思います。

次に入ります。

この件の解決策については、前段述べましたように都市整備課長が「町が組合に資金を支出し、組合が資金計画を作成できるというのではなく、協議してその方法を見いだし、ていく」という答弁をされました。その答弁は、私は道理にかなったものであるというふうに考えます。従って、県の指導、アドバイスを受けて延長の連続でなく、それこそ次に万が一延長するとしたら年明けで2月か3月に入らない前じゃないかと思えますから、そうした県の指導、アドバイスを受けて、延長の連続ではなく、同組合とコンサルタント会社が責任を果たし収束するよう、町は真摯<sup>しんし</sup>に受け止め協議すべきだと思いますけども、町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） このご質問は以前の議会答弁等と近くなるかもしれませんが、まずは未施工箇所を特定しない限り、解決策が見いだせないというのは今までどおりだと思います。町としても、この事業を完了する、それは必要だと思ってる、これも私も変わりません。今お話があるように、未施工箇所の解決に向けて組合の方も動いてあるということ

を言われてますので、まずはその状況の応じて解決策というのは出てくるんじゃないかと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 当時の地権者の人たちが、まだ若年と言うたらいかんけども、そういう若い方たちやったんですよ。もう80歳超されとるわけですね。そういう人たちから、まだ未施工箇所があると、どうしたらいいかというような質問を受けます。これは個人的な見解は言っても、なかなか立場上、言えん場合もあるわけですね。ですから、ぜひこれは延長、延長の状況を続けていくんじゃないくて、どこに問題点があるか、なぜそういう未施工箇所が発生したか、いわゆるその原因を検証して、そして本当に収束すると、いつまでに収束するかというぐらいのめどは県と、あるいはまた組合と、それと町とそうしたことを協議していいんじゃないかと思います。場合によればコンサル会社も入れて、誰が責任者なのかという、そういうところあたりはどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あくまで区画整理組合の理事さん、役員さんたちも解決に向けて努力をされてあって、それにとってまだ解決ができないっていうことに対して県の方が認可を認めるかどうかっていうのは、それは組合と福岡県の話になりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

最終的には、まず私がお話ししてるように、原因がどこにあるのかっていうことが特定されない限り、今本田議員さんが言われてあるような手段っていうのも特定はできませんので、そこはまず原因、組合の方が今鋭意努力されてあることを見守っていくっていうのも一つじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 最後になりますけれども、ただ見守っていくというのも大事けども、ただ見守るだけでは駄目よと。やっぱり行動していくとか、それには県の指導、アドバイスを受けて、そして組合、コンサル会社、そして町もそういうところに立ち会っていくと。そして、町は資金を提供するとか、そういうことは一切僕はすべきじゃないというふうには思います。ぜひ町長、自信を持っていつ頃までに収束するぐらい、そして相手があることだし、これがずっと長引けば、いつになっても解決しないというふうになります。ぜひ収束のめどをきちんと関係者で協議して、はっきりしていただきたいと思いますが、町長、再度答弁を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 見守るといのは、何もしないといのは、当然今までもやってきていませので、そこはもうご存じだと思います。役員等の皆さんとも職員等もしっかり会議等もやってますし、もう何度も同じになります。これで回答とさせていただきますが、未施工箇所っていうのを特定っていうことについて、何がそれが未施工で、こういうことによつて起こつた、それによつて組合としてどうしていかつていうことが組合施行でありますから、それをまず出していただくことが一つだということ伝えて終わります。

以上です。

（4番本田光君「終わります」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時35分、10時35分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番末松裕議員、発言を許可します。

末松議員。

○5番（末松 裕君） おはようございます。

私は一般質問通告書に沿つて、中身は一つ、学校部活動の地域連携・地域移行について四つほどのテーマを構えまして、それぞれの項目について質問させていただきます。

そこに書いておりますように、今スポーツ庁・文化庁が令和5年度～7年度の猶予期限を設けて学校の部活動改革を推し進めているが、具体的な方策等については各都道府県・市町村でもまだまだ手探り状況であると私は感じております。スポーツ庁による「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が令和4年12月に作成されており、ある程度そのガイドラインに沿つて地域の市町村も学校部活動改革に取り組まざるを得ない社会に来ていると思つております。我が町においても、第4次久山町総合計画の基本計画の中にも学び合いやスポーツの機会を広げるとつており、ある意味スポーツ庁が推進する施策にも通じるものがあり、今後学校部活動、新たな地域クラブ活動、地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備や大会等の在り方について対策が必要となる中、以下の内容について執行部の方に問うていきます。

まず、一つ目、学校部活動について。

①久山中学校のクラブ数、種目、またおのおのの所属生徒数および担当教職員の数、②土日の部活動指導時間数、③部活動指導員の有無および研修会の取り組みは、④現状の部活動の大きな課題と今取り組んでいることについて質問いたします。特に①番と②番については現状の実績数値ですので、まとめて発表していただいてもよろしいかと思えます。なお、①における、先ほどの質問の答弁の中にもありましたように、久山中学は今5月1日現在で299名とあります。その中における各クラブの所属生徒数と担当職員数を述べてほしいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） まず、一つ目の久山中学校のクラブ数ですけれども、運動部は8部、文化部が3部でございます。それから、種目とそれぞれの所属の生徒数ですけれども、運動部は、サッカー部23名、男子バレー部22名、女子バレー部20名、男子テニス部32名、女子テニス部23名、剣道部9名、バドミントン部30名、駅伝部21名となっております。文化部は、吹奏楽部19名、美術部11名、放送部9名となっております。顧問の数につきましては、放送部だけが顧問1名ということで、その他の部活については顧問は全て2名担当というふうになっております。

それから、②番目の土日の部活動指導時数はということなんですけれども、現在久山中学校の部活動は週2日休みとしております。水曜日と土日どちらかの練習を休みにするという形にしています。休日の練習時間については規定はありませんが、全ての部活動が2時間から3時間の練習時間になってますので、土日の練習時間というのは2時間から3時間というふうになっております。

③、④は続けてよろしいですか。

○議長（只松秀喜君） 続けていきますか。それとも、もう一回質問されますか。続けていいですか。

（5番末松裕君「はい」と呼ぶ）

続けてお願いします。

○教育長（重松宏明君） ③部活動指導員の有無および研修会の取り組みはということなんですけれども、本町は部活動指導員はおりません。そのため、研修会の取り組みも行っておりません。

それから、現状の部活の大きな課題と取り組んでいる状況ですけれども、本町も全国と同じで、負担が大きいと感じている教職員が少なからずいるということです。まず、放課

後に部活動指導をしているために、時間外勤務を余儀なくされている教職員がほとんどです。また、競技の専門でない教職員が運動部活動顧問となっている部もありますので、技術的な指導に負担を感じている、生徒たちの期待にちょっと応えづらいということで、一生懸命勉強している先生方もいらっしゃいます。取り組んでいることですがけれども、時間外勤務を少しでも減らす対策として、先ほどもちょっと述べましたけれども、現在週2日を部活動休みとして、水曜日をノ一部活デーの活動としているということでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

その中で、①から④に該当する項目の中で質問を一部させていただきます。

①のクラブ数が現状、運動部で8、文化部で3ということで、ここにご参加されてる方の時と比べると、もうほぼ半分ぐらいになったのかなというふうに、この変化についてはびっくりしております。また、サッカー、剣道等々の四つが大きな部の動きということも確認させていただきましたけれども、この部については県下、糟屋郡の中だけでいけばどの程度の数になっているのか、ちょっと比較を教えてくださいませんか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 運動部活の数については、糟屋郡全体と比べての数字というのはちょっと把握できてないところもあるんですけども、久山中においては、やはり全校の生徒数が少ないものですから、例えば野球部などについてはどの学校も持っているところがあるんですけども、部活の数を多くすることによって部として成立しないようなところもございますので、ある程度の部活の数を絞り込んでいるというところがあります。サッカー一部なんかは今年23名ですけども、昨年度は11名のレギュラーを組む人数に足らずに、よその学校と合同でやるっていうようなことも取り組みを行っていますので、なかなかチームとして競技するときに年度によっては人数が不足するというようなこともございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

先ほど各部ごとの所属生徒数をおっしゃっていただきましたけれども、例えばサッカーは外部でのサッカーチーム等もありますよね。それと一緒に生徒数は中学校の生徒数とかぶっているんですか、それとも別の人数の報告にされたのでしょうか、教えてください。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 先ほど申し上げた人数は中体連に参加できるサッカー部として的人数で、別の民間の方に所属している生徒数については先ほどの人数には入っておりません。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

特に今回尋ねていきます学校部活動が、いわゆる変更といたしますか、縮小の傾向になる中で、今的人数の子たちが今度は地域の中にどういうふうに入っていくかということもいろんな問題があると思いますので、確認させていただきました。ありがとうございます。

また、部活動指導員の状態については、今久山はゼロと、当然その中で研修会もゼロという形になっておりますけれども、後段の方でも確認させていただきますけれども、今福岡県下では大木町と宇美町がスポーツ庁のこういう取り組みについて結果報告をしていると思います。その中で、若干部活動の指導員もおるような形も聞いております。また、先ほど④について教育長から述べられたように、学校の先生のクラブ活動に対する過重な勤務が非常に自分の肩にかかっているという回答をされた方が100%おられるという各地区の学校の報告を大体一応聞いております。久山の方におきましては、こういう報告を国の方からしてほしい、ならびにそういう報告をした経緯等々はあるのでしょうか、全くないのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 例えば宇美町で行っているような形での町の実施の取り組み状況を報告するという事は今まで一回も行っておりませんが、国の方の調査で今どういう状況になっていきますかというような問いかけに関してはきちんと答えている状況でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

その報告についての内容等々については本日確認する必要はないですけども、何らかの形で私たちが見ることは可能なのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） このことにつきましては、今久山中学校の校長先生と教育委員会とどういふことを核にしながらやっていくのかという検討をしている段階ですので、今後これに関しての委員会をまた立ち上げるというふうに予定をしておりますので、その中である程度固まっていき次第、報告をしていこうというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

先ほど述べましたように、一応国が求める猶予期間が令和7年になっておりますので、残すところ2年と少ししかありませんので、急ぎながら取り組んでほしいと思っております。

続きまして、新たな地域クラブ活動について質問させていただきます。

①久山町の地域クラブ活動（運動部・文化部）の実態はいかがになっておりますでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 久山町には久山スポーツクラブと文化協会がありますので、その現状の数を言いたいと思います。

久山スポーツクラブは、一般部8部、ジュニア部5部あります。一般部は、軟式野球部、武道部、ソフトボール部、バレーボール部、サッカー部、バドミントン部、卓球部、ソフトテニス部です。ジュニア部は、野球部、剣道部、バレーボール部、サッカー部、ソフトテニス部です。文化協会には21サークルがあり、ダンスや体操といった舞台部、習字や華道といった展示部、囲碁・将棋や英語などの語学といった文化交流部の三つがございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今回中学校の部活動の縮小に伴っての質問をさせていただいておりますので、先ほど申されました地域クラブ活動の部数等を報告いただきました。その中で、いわゆる中学生が加入している人数等々を教えてくださいませんか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 子ども会員ということで104名となっております。地域スポーツの参加者が大人の会員が283名、子ども会員が104名ということで、子ども会員は104名ということで捉えております。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） くだいようですが、この104名のうちの中学生のみ的人数は分かりますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） それは今回把握しておりません。全ての子ども会員ということの人数でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 分かりました。また、後で報告いただければ助かります。

また、文化部が21あるということで、非常に多くの文化活動をされているということで聞いておりますけども、その中で先ほどと同じようになりますけども、中学生が参加して人数ないしは部の内容が分かるようでしたらお願いしたいです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） その内容については、クラブの呼称名が表しているような内容でしか捉えていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 冒頭に言いましたように、今回取り上げた内容については、どこの市町村もまだまだ取り組んでいる状態ですので、細かい情報が取れていないのは確かだと思います。しかしながら、現状、中学校の部活動の縮小に伴う方向性を問うていく中では、その辺の確認も早めにしていただければいいと思っております。

次にいきます。

②地域スポーツの参加数および指導員の数と書いてますけども、先ほど子どもとかジュニア、部会で言われておりましたので、指導員の数だけ教えていただけますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 指導していただいている指導員の数は26名というふうになっております。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 26名で今されていると。今の段階で結構ですけども、今後こういう地域クラブ活動に現状の移行を伴う形であれば、この指導員数の数というのは大体どのくらいが必要なのか、ということが分かるようであれば教えてほしいと思いますが、大丈夫でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 地域との連携ということで、そのあたりの人数を高めていくっていうことがこれからの大きな課題になるかと思っておりますけども、これについては学校の教員の関わり方も重要になってきますので、学校側がどの部でどれぐらいを求めているのかというのが大事になってくると思っておりますので、そのあたりを学校と検討しながら、また必要なところについては求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 分かりました。ありがとうございます。

③現状、地域スポーツ団体と町との連携体制はどのようになっていますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 連携体制についてですけれども、町から年間370万円をスポーツクラブに補助し、各クラブにもそこから補助金を出しております。年間を通じて町民を対象としたスポーツ大会、ソフトバレーボール大会などを行っているという、そういう連携の状況でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 町からの協賛といいますか、協力金等々、援助等についての金額的なお話は今確認させていただきましたけれども、今後地域スポーツ団体というのはある程度、いわゆる企業っていいですか、スポーツを専門にしているとことの連携も必要になるのかなと思います。そういうとき、今の時点で教育長が考える問題はどんなものがあるかお教え願いますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 後の質問の中にも出てきているんですけども、久山町に限らず全国そうなんですけれども、指導員がとにかく見つからないというのがどの市町も大きく課題として感じていて、なかなかそのあたりが進まない状況にあります。今後久山町としても、先ほども言いましたように部活動地域移行協議会というものを開催いたしまして、その中で久山町のスポーツクラブ、文化協会等とも話をしながら、必要なところについては支援をいただけないかという、そういう話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

その次にいきます。

（3）番、地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備についてということで、先ほど教育長から回答いただいた分と若干ダブるかと思いますが、①関係団体との環境整備に向けた協議会の有無。これは今おありだということをお聞きしましたので、結構でございます。しかし、この検討状況や年次計画等の進捗状況をどういう形で私たちが知ることができるのか、これについてお教え願います。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） まず、今やっていることをもう少し詳しくお話ししたいんですけど

も、まず年度初めに私と久山中学校の校長とで、部活動の地域移行に向けた取り組みと現状、見通しについて話をしました。これは確実に進めていかななくてはならないもので、話をしております。その話の中で、私が中学校の校長と確認しているのは、部活動の指導に熱い思いを持って現在指導してる先生方のモチベーションを下げると、そういう形にはしないことということですね。とても熱心にやっていただいている先生方がいらっしゃるのです、そういう方のモチベーションを下げないと。二つ目に生徒が望む満足できる部活動の形にすること、三つ目が本町は中学校が1校なので、町の長所を生かして短所を補うような久山らしい部活動の形をつくろうという、そういう三つのことを確認しています。それをもって、今中学校の方で考えて進めていただいております。それはまだ今進めてる状況の過程ですので、まだその状況を一般の久山町の町民の方が知るとか、どこかを見て、見ることができるという、そういう環境はまだできておりません。今後校長とも協議をしながら、先ほども言いましたように部活動地域移行協議会を設置して行う予定ですので、それを踏まえて、その会議の内容等については発信していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今教育長から言われました中身におきましては、②の方にも該当していただきますので、それについて若干意見を述べさせていただきます。

今教育長が述べられた重点的な3項目、非常に大事なことだと思います。特に私が気になるのは、久山町に中学1校と、そして久山町らしい部活動の変更、改革に取り組んでいく。これは一番最後に町長の方にもお聞きするんですけども、本当に久山町らしいクラブ活動とか移行をどうしていくかということは、非常に大きな問題だと思います。残すところ、あと2年弱しかありません。急いで皆さんと一緒に取り組んでいく。特に今クラブの保護者会があるのかどうか僕は存じ上げませんが、その方たちにどこまでメンバーとしてその協議会の方に入ってもらえるか、これもこれからはっきりする必要があると思いますので、それについてももう少し詳しく述べていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 保護者会との連携もとても大事になってくると思いますので、先ほど言いました協議会の方にはそういった代表の方も入っていただくことも、メンバーも考えていかななくてはならないかなというふうに思っています。保護者会については、今運動部の方は実質運営していくことで必要な、例えば試合があるときに送迎のお願いなんというふうにしていただきますので、年間の計画、そして送迎のお願い、それに対して会長、

副会長の方を決めて、運動部については全部保護者会があります。文化部三つについては保護者会が久山中学校は現在のところは設置されていないというところですので、ある運動部活の保護者会と連携しながら、また進めていきたいというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

先ほど申されましたように、非常に今回の質問内容はお互いになかなか暗中模索の中で、あと残すところ2年以内ぐらいですべき事柄ですので、こういう質問をさせていただいております。また、これからもる分らないこと、それから確定したことについては、何らかの形で議会ならびに町民に発信していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、（4）項目に移っていかせていただきます。

この件については大きな課題ということで、町長の方に質問という形で書いております。

今まで教育長とお話した中の（1）から（3）項目についてをベースに、町長として、今後町として、スポーツ庁のガイドラインに沿った施策を進めるには、当然運営に伴う費用の問題、指導者要員、研修の問題、活動場所の問題、活動内容の問題、またどうしてもスポーツをする上でスポーツをする生徒の成果をどういう形で発表していくかと、いろんな大会の在り方も関わってくると思います。今現状、久山町でいろんな大会、相撲大会とかいろいろアンビシャスの中でもやられておられますけども、特にこの中学校の活動の報告、それからその後、中体連の絡み、それから高体連の絡み、いわゆる中学から高校への大きなスポーツをする意味で、非常に足がかりになる中学クラブ活動の移行だと私は考えております。

そういうことも踏まえて町長に質問しておりますけども、特に費用をどうしていくか、それから指導者の問題について、先ほどの人数の問題、それから指導者の教育の問題、本当に久山町の中での指導要員の体制で成り立つのか、外部要員がするのか等々について、今現状町長としてお考えがあるようであればお教え願います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今までの質問の内容で、教育長の方の回答からしてもご理解いただいているように、なかなか今協議中、未確定で今後やっていくというのが今の状況だと思います。実際、私は子どもたちが夢と希望を抱く、スポーツにおいてもそういう面というのは本当に大事だと思っています。それに伴い、町としてどのようなことをやっていくかということに対しては、資金も含めて考えていかなきゃいけないというのは教育委員会とも話

をしています。

ただ、一方で、今まずこの大きな問題としましては、そういうスポーツ庁のガイドラインに沿った政策っていうのを進めていく期限っていうのがありますが、教育現場、そしてスポーツクラブも含めて住民の方の指導者の現場っていうのが大きく乖離<sup>かいり</sup>してるっていうのは、全国的な問題だと思います。この辺も含めて、国の方も検討はしていかれるというふうに私は思っています。久山スポーツクラブというのは、他にない小学校、中学校、そしてそういうものが大人とつながっている。これはすごく他の体育協会と違う強みで、久山町独自の仕組みです。それでいても、なかなか指導員の方が確保できないというのも現状であるというふうに思っています。

そういう面も踏まえた上で、学校現場では、まず大事な教育を維持しながらどういった先生の活動をしていくのか、そういうものを踏まえた上で今検討もしていますので、そういう面を皆さんで協議をしていきながらやっていくっていうのが大切じゃないかと思っています。町としても教育委員会と連携して、ある程度子どもたちにとって必要なことは支援していきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員、人が発言中のときは静かにしてください。

（9番佐伯勝宣君「しゃべってませんよ」と呼ぶ）

音を出さないでください。

（9番佐伯勝宣君「それは失礼しました」と呼ぶ）

末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

教育長のときにも少しお話ししましたけども、今報告されている大木町と宇美町の情報の中で、当然ご存じだと思いますけども、費用に関わる試算をスポーツ庁に報告している書類の中では、1人当たりの活動にかかる積算として、大体1年間に1人当たり2万6,000円弱がかかると思っています。ということは、参加人数によって非常に大きな費用負担が町にもあるかも分からない、当然保護者にもあるかも分かりません。そのようなところも恐らくこれからの予算を組む上で必要になってこようかと思っておりますので、その辺についても執行部の方で、そして教育長の方で音頭を取りながら、そしてみんなと久山らしいスポーツクラブも存続しておりますので、この久山町で育てていきたいと思っております。

最後に、町長も言われましたように、スポーツ庁または国が進める学校クラブ活動改革が現状最良とは私は考えておりません。地方自治の精神からは、地方が主体的施策を取り

入れやすい環境や教育制度の見直しを図るべきであり、本当に日本にしかない学校クラブが明治からスタートしております。世界に類のない学校クラブ活動であります。これが果たすべき事柄とか、学校クラブ活動が生徒間のコミュニティ活動にも多大な効果を僕は発揮していると思います。学校で学びながら、そして、そこでスポーツもしながらクラブもしながら育っていくこと。学校の教育に関係なく、関係なく、と言ったらちょっと言い過ぎかも知れませんが、いわゆるスポーツするだけの仲間が集まるコミュニティの輪と全然方向性が違うのではないかと私は感じております。要は、今単に教員不足、生徒の減少、保護者の責務の過剰、保護者会等に対しての対策が、そして、学校部活動がなくなる方向に動いていると。これに関しては、私なりに若干の疑問を感じておるところでございます。

町長も先ほど言われましたように、久山独自の、そして小さい町だからできる、そしてまたどんどん進んでおります、今町長が世界に通用する子どもたちを育てていきたいということを常々おっしゃっておられます。これについては、このクラブ活動改革が変な方向へ動いてしまうと、久山町の目指すべき子育て、スポーツを通じる子育てが少し違う方向に行くのではないかと、私は少し危惧しております。

先ほど給食等々の費用の問題についてもそういうことを考えながら、意見具申も検討会の意見交換会の中でも町長は述べていくということをおっしゃっておりました。このクラブ活動の変革については、これをもっとそれぞれの町長の関与する会議等の中で発言してほしいなと思っておりますので、その辺についてもう一度、町長の現状のお気持ちをおっしゃってもらったら助かります。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らくこれは自治体によっていろいろ形は違うと思いますが、それぞれが抱えてる課題、先ほど言いました指導員の不足であったりとか学校現場の環境の問題、いろいろな問題というのはどこも共有してると思います。ですから、各自治体の長ともその件につきましては意見交換をしながら、場合によっては要望をしていくということもあり得るかもしれないと思っています。そういう活動は続けたい、やっていきたいと思っております。

ただ、大事なのは、教育現場の方でまずはどういうことが問題で、どういう解決策があるか、地域にとって一番いい形、先生の方たちにとって一番いい形、そして子どもたちにとって一番いい方法をまず考えていくということが必要だと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

参考程度に申し上げておきますけども、こういう民間に、いわゆる指定管理者委託みたいな形にして、こういう取り組みをやっている久留米市もありがとうございます。久留米市はw e bスポーツクラブ21西国分というところに指定管理者委託を行ってあります。先ほどありましたように、久山町は人数も1万人弱、そしてある程度の子どもたちに勧誘する施設、場所もあると思います。そういう中で、こういう指定管理者委託をしなくても僕はできるのかなと思っておりますが、先ほども申されましたように、いろんな専門家の問題、それから指導員の能力の問題、研修の問題をひっくるめたら、ある意味そういう指定管理者に委託をする、言葉で言うたら私たちがつくる場所を公設民営化、いわゆるDBOという運用方法とか民設民営のPFI手法等々を使いながらせざるを得ない時期が、恐らく来ると思っています。現状では、町長は久山町の今の体制、要員の中で求められていることがしばらくは持つと思っておられますでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育長の報告にありましたように、その件につきましては、ある程度はもう一度検討し直さなければいけないと思います。現状がベターなのかベストなのかということについても、もう一度検証は必要だと思います。

ただ、まだこれは私個人の考えなんですけど、その指定管理等までやるところと先生でやっていくところ、地域の指導でやっていくところ、その差のある部活動において中体連として協議をしていくことの意義ってということについても問わなければいけないと思っています。子どもたちの今後の可能性を広げていくために最善の方法というのは模索しなければいけませんけど、その面についても私としては、国の方としてもある程度見解というのは今後求められてくるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 教育長と町長のご意見、ありがとうございました。

今回質問に当たっては、非常に新しく取り組む大きな問題だと思って質問をさせていただきました。お互いにまだ暗中模索の中でこれから方向性を定めていかれてほしいなと思っております。

そういう中で、最後ですけども、どの辺ぐらいから町民の皆さんにきちっと連絡、報告ができるのかというその計画も早めにつくっていかれて、ぜひこの新しい学校のクラブ活動の変革ができますことを祈って、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は11時20分、11時20分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番阿部恒久議員、発言を許可します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 6番阿部恒久です。よろしく申し上げます。

私は、3問質問をさせていただきます。

一つは公共施設の維持管理について、二つ目に改正児童福祉法について、それから最後に地域コミュニティの活性化についてという3問を質問させていただきます。

まず、1問目の質問です。通告書によって質問をさせていただきます。

本町の公共施設は、老朽化が進んでいてその維持管理に多くの経費と労力を必要としていますけれども、自治体の根幹であり必要不可欠なものであると思っています。ただし、単に維持管理するだけではなく、誰もが使いやすいように改修していくことも必要であると思っています。

そこで、以下の質問をいたします。

①公共施設の耐震性について問題はないのかということで、現状認識と対策等について質問します。よろしく申し上げます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） それでは、お答えします。

日本の耐震基準につきましては、これまで大きな地震が起こるたびに損傷を受けた建物を検証し、その基準が改正されてきました。耐震基準は1971年と1981年、それから2000年に大きな改正が行われまして、このうち1981年、昭和56年の建築基準法の改正によって、1981年5月31日までに確認申請を受けた建物、こちらを旧耐震、1981年6月1日以降の確認申請を受けた建物は、新耐震と呼ばれているところでございます。財産台帳で管理している公共施設は、現在100施設となっております。このうち、旧耐震構造のものは21施設あり、ほとんどの建物が大規模改修あるいは耐震補強が済んでいるものとなっております。

耐震化調査については、平成25年に耐震改修促進法が改正されまして、旧耐震基準で確認申請を受け不特定多数の者が利用する大規模な建築物について、耐震診断の義務化が定められたところでございます。これに基づき、調査要件に該当する公共施設の耐震調査を実施したところです。なお、当時調査対象となった物件は、旧久原・山田両幼稚園、久山中学校、役場本庁舎、町民体育センター、久山会館となっております。旧久原・山田両幼稚園は、現在解体済みでございます。その他の施設については、所要の耐震補強工事を完了しているところでございます。

しかしながら、公共施設の多くが1970年から2005年に建設されており、2045年までには建設から40年が経過するものがほとんどとなるため、老朽化や機能の陳腐化が発生すると考えられます。施設の品質を確保していくためには大規模な改修や更新が必要となり、その時期が集中する懸念もあるため、既存施設の長寿命化や施設の利用頻度などを勘案した優先順位を設け、計画的な施設改修を実施する必要があると考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 耐震安全性については、今お答えになったように新基準と旧基準といえますか、二つがあるようですけども、築年度によってそういう基準が違ってはいますが、旧基準という旧耐震ですか、それでも大丈夫というふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 当時の調査を基に耐震補強等を行っておりますので、大丈夫とは思われます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 個別の施設でお聞きしたいんですけども、教育施設個別施設計画によれば、勤労青少年ホームは耐震診断が未実施であるというふうになっていると思います。その理由は何でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 管轄の教育課長からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

耐震調査につきましては、1978年に起きた宮城県沖地震の大きな被害があつて、1981年6月から耐震基準の方が新しくなっております。それによりまして、これまでよりも耐震

性に関する規定は厳格化されております。

そうしたことから、1981年、昭和56年を基準として、それよりも前に建てられた建物に対して耐震調査を行っております。勤労青少年ホームは、竣工が新基準の年であったといふところから当時耐震調査の方は行っていないといふふうに聞いておりますけれども、それ以前に確認申請が下りている、建築確認が下りているということから、今後耐震調査が必要であるといふふうに考えております。

耐震調査には1,000万円以上を超える費用がかかり、その後耐震に関わる工事等が必要になってまいります。現在は、実は雨漏りがひどくて、緊急に工事の方をしなければ勤労青少年ホームの利用に不便を来しておりますので、今回計上しております分等につきましては、臨時的に防水工事を行っていくようなところで考えております。耐震調査につきましては、その後行う方向で検討を行ってまいります。

以上になります。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そうすると、今年度予算で計上された大規模改修実施設計業務委託の中には、その耐震診断と耐震補強の工事は入っていないということですね、確認ですけど。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 今回あげております費用につきましては、まずは雨漏り等の補強をやるということで、緊急な分であげている分でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） その都度その都度ということではなくて、今どうせ補強が必要だということであれば、今からでももう一回、一緒に緊急工事と併せて耐震工事もやる方が合理的といいますか、スムーズにいくんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） コストの面で考えるとそういう考え方もあると思いますが、まず耐震調査にかかる日数、まずその設計等に含めて今回の工事というのは難しいと判断してま

す。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 耐震性は一番に利用する方の安全が担保されないといけないということなんで、必要に応じてといいますか、急いでやる必要があると思いますので、その辺を

踏まえて今後の計画をよろしく申し上げます。

それでは、②番目にいきます。

公共施設のバリアフリー化についてはどうかということで、これについて現状認識と今後の対策等があれば教えてください。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 先ほどの質問でもお答えいたしましたとおり、現時点での公共施設の耐震性はおおむね新基準に適合したものとなっておりますので、早急な取り壊し、建て替え等を行う予定がないような状況でございます。既存施設をいかに長期的に利用していくかということになってまいります。施設のバリアフリー化またはユニバーサルデザイン化については、施設管理者や利用者の要望を基に、改修の要件の一つとして考慮していく必要があると考えております。最も分かりやすいものとしましては、和便器の洋便器化を現在行っているところでございますが、これまでも各地域の集会所や教育施設においてトイレの改修を実施してきたところでございます。なお、既存施設の改修ということから十分なスペースが確保できないような状況でございますので、車椅子利用者への対策は十分ではございませんが、設置についても施設管理者や利用者との協議の上、検討する必要があります。公共施設のバリアフリー化については、個々の施設ごとに対応が違いますので、それぞれの施設管理者ならびに利用者などの意見を十分聞いた上で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） なかなか苦しい現状だと思いますけども、今年になって初めて私、久原小学校と久山中学校の卒業式や入学式に参加させていただきました。場所は、勤労青年ホームの2階と久山会館の2階でございました。ここで、仮に保護者の方で車椅子を利用している方がおられたとして、その方が卒業式に参加したいと、入学式に参加したいと言われた場合、どのような対応になるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 管轄の教育課長からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

小学校・中学校の卒業式等で今会場の方は2階の方になっておりますけれども、そういった場合に父兄、それから児童・生徒の中に車椅子の方がいた場合には、職員、それから子どもたちで協力して2階に上がっていただいております。少し大変なときもございます

けれども、現状は今までそのような対応でございます。今後、状況に応じてまたその対策につきましては考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今の現状で、誰もが暮らしやすいとか福祉を目指してというような町の課題もいろいろあるかと思うんですね。そういう現状でやむを得ないというふうな判断もあるのかもしれませんが、でも何とかしたいというふうには思っておられると思うんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） できるだけそういうバリアフリー化というのは進めていかなければいけないと思ってます。ただ、一方で、実は中学校に以前エレベーターがあったっていうことも皆さんご存じだと思います。今は動いておりませんが、維持管理等という問題というものかなり費用がかかっています。C&Cセンターのエレベーターについても、ああいうふうに費用がすごく維持管理のランニングコストも含めてかかってくるという問題もありますから、そういう面も含めて、町としてできる分野についてはバリアフリー化というのは考えていかなきゃいけないと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、別の建物になりますけども、役場の正面入り口にはスロープがありますけども、教育委員会の建物入り口にはスロープがありません。ここに教育長がおられるわけなんですけども、教育長に面会者もおられるかと思えます。その場合に、車椅子の方が来られたときに施設として教育長の場ということであれば、真っ先にそういう配慮といいますか、必要じゃないかと思うんですけども、その建物についてはどうお考えですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） それでは、役場施設ということで総務課が管理しておりますので、私の方からお答えさせていただきます。

教育委員会の入り口の段差につきましては、以前スロープの検討を行っておりましたが、こちらの方の段差は約15cmでございます。建築基準法に定めるスロープの勾配につきましては、8分の1以下とあります。また、バリアフリー法ではさらに厳しく、スロープの幅120cm以上で、スロープの勾配が15分の1以下にならなければならないとなっております。この15分の1の勾配を取るためには225cmの水平距離が必要となっております。

すが、本館入り口と教育委員会の間、こちらが3 m程度となっており、スロープの設置がスペースおよび安全性の面からも厳しいような状況、難しい状況となっております。そのため、車椅子での来庁者がおられる際には、本館でお待ちいただき、職員が出向いて対応することとしております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今のお話は、教育委員会の建物の入り口、あの渡り廊下みたいな所がありますけども、そこをうまく利用しても無理だということでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） その3 mの所が本館と庁舎との間の位置になりますので、そのとおりです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） では、バリアフリー化ですね、確かにいろんな制約があります。ただ、その中でもいろいろな対策を取りながらやっておられると思うんですけども、目に見える形といたしますか、そういったことが行政としては必要だというふうに私は考えています。ふと思ったときに、何でここはできてないんだろうと。後で聞けばいろんな制約があるということなんですけども、その辺を聞けば分かるんですけども、やっぱり現実的には不便を感じるのか、よそから来た方がこの町は何も手を打ってないなというようなことも場合によっては思われるかもしれない。その辺も踏まえて、例えば大規模改修だとかいろんなことはあるかと思えますけども、ここだけはやろうというような手当てを毎年考えていただきたいなというふうに思っています。

では、次の③番目の質問ですけども、今度は公共施設の多目的トイレ・授乳室の設置についてです。

これについての現状認識と対応策についてお伺いします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 公共施設への多目的トイレ・授乳室の設置につきましては、全ての公共施設に設置するということは現在考えられておりません。設置については、公共施設ごとに検討する必要があるとございます。まず、その施設が何のために設置され、どのような方が利用するかによっても違ってくると思われます。

まず、多目的トイレですが、以前は車椅子利用者などが利用できるトイレのことを指しておりましたが、最近ではオストメイト対応の設備やおむつ替えシート、ベビーチェア等

を備えることで、車椅子利用者だけでなく、高齢者、内部障害者、子ども連れなど、さまざまな人が利用可能とした多機能トイレを指すようになってまいっております。現在、多目的トイレにつきましては、役場、C&Cセンター、レスポアール久山、山田小学校、下山田集会所、上久原集会所、草場集会所などに設置しております。また、高機能トイレにつきましては、久山中学校に設置しているのみとなっております。

次に、授乳室ですが、レスポアール久山に設置しているのみでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） レスポアール久山に授乳室が4月頃、私はここに首羅山遺跡の展示場の後ろにつくってあるなというのを見たんですけども、あれも無理くりつくったといただきますか、奥の方にあるんで利用者がこれで安心してできるのかなというような場所ですけども、無いよりはましだなというふうに思っていました。授乳室とかそういう施設があれば、この町といただきますか、行政は人に思いやりがあるとか人に優しい行政をしているなというようなことを感じるわけなんですけども、その辺についても町長にお伺いしたいんですけども、制約があるにしても、そういうことに対しての設置の思いといただきますか、その辺はいかがですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 障害者の方も含めて、そういう方々ができるだけ不便を受けない、今回こういう授乳室も含めて、子育て世代の方々を含めて、そういうふうに優しいまちづくりっていうのは進めていくべきだと私は思っています。ただ、今施設等が以前の老朽化施設が多く、久山町では対応できていない面というのはかなりある。施設の状況によってはそういうスペースを取ることもできない状況というのもありますので、その辺も含めた上で、旧施設でやれることについてはやっていく。そういう施設について新しい役割を持たせるっていうことになったときに、その施設以外のもので活用していくということも一つの方法じゃないかと思えます。ただ、一つだけ言えるのは、そういうことについて思いやりのあるまちづくりは進めていきたいと私は捉えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 併せてですけども、公共施設は災害時の避難所にも指定されているわけですね。幸いなことに、久山町は例えば1カ月とか長期にわたって避難をするような災害には見舞われてないわけなんですけども、仮にそういったことが、これも地震とか起きないとも限らないわけですね。そうすると、多目的トイレとか多機能トイレですか、そう

いったことを利用する人がやっぱりおられると思うんですね。全部の場所に造るということではなくて、例えば山田地区、久原地区、そういったところに、場合によったら移動してもらって利用できればいいわけで、少なくともそれぞれの地区に1カ所とか2カ所きっちりしたそういうものがあれば緊急時に補完ができるんじゃないかと思うんですけども、その辺の災害時も含めた対応ということで、いかがですか、その対応については。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 災害時におきましては、各地域の集会所が避難所として開設されておりますが、災害の避難所におきましては、特に授乳室については常設のスペースを確保せず、授乳を可能とするスペースの設置で対応することで、避難所の柔軟な利用が可能になってくると思われまします。また、災害発生時には迅速な対応を求められ、多くのスペースを活用することが、避難所の開設が迅速に行え、避難者のニーズに対応することができると考えております。災害時の避難所におきましては、一時的なもので今のところは活用しております。避難者を最大限収容するためには柔軟なスペースの活用構成が重要となってきますので、授乳室におきましては、常設のスペースを整備するよりも授乳室に必要な資機材、こちらの整備を行いまして、その場で必要とされる環境づくりを心がけていきたいと考えております。あらかじめ避難所となる施設の管理者とスペースの確保などが可能かどうかを協議しまして、緊急の際に備えたいと考えております。

また、多目的トイレにおきましては、先ほど申しましたとおり、下山田集会所、上久原集会所、草場集会所、この避難所となり得る3施設には整備がなされておりますので、もしそういうふうな方がおられましたら、地区間での融通を利かせまして対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、次の2番目の質問に移らせていただきます。

改正児童福祉法についてでございます。

令和4年6月8日、児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、その施行日は令和6年4月1日になっております、来年ですね。改正の概要は、市区町村は全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める等である。また、訪問による家事支援、児童の居場所づくり、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設するとなっております。

この法律の改正の趣旨は、児童虐待の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯

がこれまで以上に顕在化してきている現状等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うというものであります。

それについて、本町では来年4月に向けて、どのような準備をしているのかということをお聞きします。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） お答えさせていただきます。

現在、今回の法改正の業務を担当しております健康課と協議を行いまして、内容の検討を進めているところでございます。こども家庭センターは、児童福祉と母子保健を行う機能を有する機関として位置付けられており、同一の場所で行うことが望ましいのですが、現在母子保健を担当している健康課は、子どもから高齢者までの一貫した健康づくりをヘルスC&Cセンターを拠点として実施しており、この取り組みは他町にない健康づくりの特徴でございます。そのため、現段階では母子保健が担っております子育て世代包括支援センターの役割と福祉課に設置しておりますこども家庭総合支援拠点の役割は維持しまして、こども家庭センターの設置とるように考えております。なお、連携の強化と一体的支援を行うためには、専門職の増員を検討し、体制強化に努めたいと考えております。

次に、新設される三つの事業についてでございますが、そのうち二つの事業の子育て世帯訪問支援事業と親子関係形成支援事業につきましては、健康課が現在実施しています産前・産後ヘルパー事業と療育事業のノーバディーズ・パーフェクトプログラム、これら二つの事業の対象者を広げて、充実した支援となるように検討しております。三つ目の児童育成支援拠点事業については、教育課を含め検討中でございます。第4次久山町総合計画の子育て世代や高齢者が共に集う場づくり事業としてどのような居場所が必要か、現状およびニーズを把握するためにアンケート調査を今年度小・中学生およびシニア世代に実施し、内容を検討する予定でございます。

また、子どもに関する相談場所につきましては、健康課、教育課、福祉課、それとその関係機関の窓口の周知を強化しまして、住民の方が相談しやすい場所に行くことができるようにすること、およびその後の必要な支援を連携して行えるようにしていきたいと考えております。

なお、法改正に関する国の説明会が9月の中旬に開催される予定でございますので、またその内容を受けて引き続き、体制および事業等について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。

ちょっと不足の分といいますか、聞きたいことがほかにもありますけども、今言われたほかに児童の居場所づくりというのがあるかと思えます。本町には児童館がないわけなんですけども、夏休みや冬休み等の長期間の子どもの居場所についての多くの要望があるというふうに理解していますが、来年度からについて、これらの対策といいますか、居場所づくりについての対応はどのようなふうになりますか。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもお話ししましたが、現在その居場所づくりの件につきましては、現状およびニーズを把握するためにアンケート調査を行う予定として、その内容を受けて検討するように考えております。居場所に関しての要望等は窓口の方にはそこまで上がってはきておりません状況ですので、今からその辺りは考えて、設置の方向で考えていきたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そうすると、児童館に代わるもので何とか対応するというような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、アンケート結果を見た上で、その判断をさせていただきたいなと思えます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、もう一つ、最後にこの問題ですけども、この改正の最後のところに、児童をわいせつ行為から守る環境整備というのもあげられていると思うんですね。その取り組みについてはどのようになってますでしょうか。日本版DBSといいますか、今度新たに採用する職員の性犯罪等の証明をする仕組みというんですかね、そういったことについての対応っていいですか、対策についてはどうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それは、関連するところの雇用をする場合という話の意見、質問ですかね。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今回の児童福祉法の一部改正の概要、その7番目に児童をわいせつ行為から守る環境整備というのがあります。そのところに、児童にわいせつ行為を行った

保育士の資格等の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する業務停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなどの所要の改正を行うというふうにあります。採用のときにそういった対策をしなきゃ認可を取り消すとかそういった問題があるかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 報道関係でいろいろ出てると思いますが、そのレベルは県のレベルでまず検討されていくんじゃないかなと私たちは思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ということは、採用は全部県の方でやるということになるんですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今の現状、そちらについてどういうふうになっていくかというのは今私たちも把握してませんので、今後その件につきましては県と協議等、意見交換をしたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） まだ来年の4月の施行ということで、9月にまた説明会もあるということですから、それによってまた対応は変わるかと思えますけども、ぜひ今子育て支援にいろんな支援をしていこうと、大事にしていこうということでもあります。久山の将来を担う子どもたちにできるだけ寄り添うような形の政策が求められると思えますので、ぜひこの辺の仕組みをよくしていただきたいなというふうに思っています。

それでは、最後の質問ですけども、地域コミュニティの活性化について質問します。

新型コロナウイルス感染症が発生して以来およそ3年間は、町や行政区の行事が中止になりました。今年5月になって、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されてから、各種行事が再開されています。しかしながら、3年間の空白期間の影響は大きいものがあります。行政区の組合加入の問題、それから消防団加入の問題、子ども会育成会加入の問題等、いろんな問題があります。しかしながら、これといった特効薬は見当たらないと思えます。このような現状に対して町長は、地域コミュニティの活性化について今後どのように取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 現在地域コミュニティ、特に久山町のような小さな町でありますと、

かなり周辺の自治体と比べると、その持つ意味というのは大きいなと私は捉えています。組合への加入、消防団への加入、そして子ども会育成会への加入については、前提として自由意思っていうことで、行政が強制的になかなかできないというのが今の現状にあります。しかし、自由意思の加入ということで必要とされる組織、団体の存続について、行政としては何らかのバックアップをしなければいけない、そういう時代に来てるとも捉えています。例えば組合加入の問題については、やはり具体的な加入メリットっていうのがデメリットよりも多くなるということが今後必要ではないかと思っています。そういうことについてどうしていくかということについては、行政としても何らかの対応が要るのかなとは思っています。

また、一番大きな問題としては、顔を合わせる機会をつくって、人と人がつながり、それが生み出すことで地域コミュニティが活性化してくると私は捉えています。ただ、最初に組合に入られない方は、その後、地域の住民とのつながりがなくなるというような状況が今あるのではないかと思っています。そのため、私の考えとしては、まず子ども会育成会と共通の子どもを通じた強化というのも一つの手段ではないかなと思っています。子どもを通して保護者同士のつながりが生まれ、コミュニティをつくり出すことで、組合、消防団加入などに長い目で見るとつながってくる。私たちもそうやってつながってきたかなと思っています。

ただ、この場合、特に今回子ども会育成会の加入状況というのを私も調べてみました。平成30年から令和5年度の状況というのを調べたんですが、今現在子どもの小学生の人口が100名を超えてるところが上山田、上久原、下久原になります。地域ごとに人口が違いますので、人数っていうので今後対策を練るっていうのはなかなか難しいかと思うんですが、加入率を考えた場合、山田地区だと、平成30年から令和5年までの間、約1割から2割の減少となっています。久原地区になると、100名以上おられないところにつきましては大体2割から3割減少、そして何より100名超えてあるところにつきましては6割から7割減少してるっていうことが、数字として平成30年と比べるとなっています。この数字を見る限り、つながりをいかにつくっていくかっていう状況、新しく来られた住民の方との接点っていうのが少ないのかなということも一つ言えるんじゃないかなと思っています。ですから、その機会をつくっていくっていうことに対しては、行政としても何らかの対応はやっていかなければいけないと思っています。

ただ地域の活性化に向けて、行政というのは先ほども言いましたように、なかなかやれる範囲というのが限られています。その中で、行政区や消防、子ども会育成会の役員の皆さんと一緒に考えて、この問題をまず共有する。そして、それぞれがどういった役割を果

たしていくかによって、効果的な行政の支援っていうのが生まれてくると思っています。こういうことを私としては進めていきたい。まずは、協議をしていきながら問題を共有するというのをスタートしたいと思っています。先ほど言いましたように、一律的にいろいろ加入者が少ないということはありませんが、久山町というのは小さな町ですが、ある程度そういう状況に応じた手段っていうのも必要じゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 前向きな答弁をありがとうございます。

実は、3月の定例会でも地域コミュニティについてはほかの議員からも質問があったんですが、その時に、組合加入の問題はどの地方自治体においても問題になっていると、これは私たち行政だけで解決できる問題ではないと、地域の方や議会などみんなでアイデアを出し合って論議していきたいというふうな答弁が当時町長からあったわけですね。それに加えて今回の答弁については、行政としてむしろリーダーシップを取ってやっていくというような前向きな答弁があったかと思います。私も、もし3月から変わらないのであれば、みんなでアイデアを出すにしても、行政の方である程度リーダーシップを取っていかないとこれは進んでいかないんじゃないかなというふうに思っていたので、その点、今後そういった関係者との意見調整を積極的にやっていただく中で、行事も再開されていくわけですから、もっともっとできるんじゃないかなというふうに期待をしているところで

す。それで、私なりにちょっと思ったんですけども、地域の各行政区での行事で一番大きいのは夏祭りだと思うんですね。町長は今回各8行政区を全部回られたと言われましたけども、それぞれが活気あふれるような大会であったというふうに感じられたというふうな話がありましたので、その夏祭りの場を利用して、例えばテントの半分でも利用して、町と行政区のコーナーといいますか、そういったところでそれぞれの問題点といいますか、組合加入だとか育成会とかいろんな、入ったらこういうことがありますよとかアピールするような場があれば情報発信ができるんじゃないかというふうに思ったわけなんですけども、そういったことも区長とかの意見交換の中にも入れていただければというふうに思っています。

ぜひ、久山町が元気になるような取り組みを再度全員でやっていけたらと思っていますので、今の例えば夏祭りを利用するとかそういったことについてはいかがですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご提案、ありがとうございます。

まず、今まで久山町だけではない、各自治体においてこの辺に難しいなというところがあるのは、行政がそういう加入に対する金銭的なメリットというのは当然提示できないというようなことも皆さんご理解はあると思います。これは、行政主導では当然なかなか続かないっていうこと、効果が少ないっていうのも、私は一つ要因としてあると思います。やはり地域の中で皆さんと問題を共有して、行政が何ができるかっていうことがあると思います。例えばその夏祭りに対してどういう方法があるかというのは、協議された結果、一緒にやっていくというのは私は全然構わないと思います。

行政の私のイメージとしては、例えば組合に加入されることによって商工振興者とのプラスになることがあると、それに対して一緒に商工振興上、協議をしていくっていうのも、これも一つの支援であったりすると思います。

また、行政事務においてデジタル化ができることによって役員の負担が減るとか、そういうことについての相談があれば町としてはどういう対応が取れるのかとか、そういう共通ツールっていうのを模索するっていうのも一つの事例になるんじゃないかなと思ってます。これはあくまで例えばの話です。ですから、こういう話を皆さんと話して、いかに久山町の共通の問題だと捉えていくっていうことをやっていくことが大事だと思いますので、その中で出てきたものについては対応をしていきたいなと思います。

以上です。

(6番阿部恒久君「終わります」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) ここで暫時休憩に入ります。

再開は13時30分、13時30分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(只松秀喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番山野久生議員、発言を許可します。

山野議員。

○7番(山野久生君) 7番山野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、一つ質問させていただきます。

児童公園、広場等の整備について。

今年度5月から6月に行われた町長と町民の行政懇談会の説明資料において、本町は今後も緩やかに人口が増加し、30年後も増加傾向と示されています。また、出生率は令

和2年の数値で人口1,000人当たり全国平均が6.8人、県平均が7.7人に対し、本町は9.3人と高い状況であります。身近な児童公園の整備は、引き続き社会的ニーズも高く、一方でローラースポーツ、アウトドア、ペットとの共生など、役割や利用者層の幅も広がっています。

そこで、令和3年度は草場区、令和4年度は中久原区に遊具設置は完了しているが、令和5年度の児童公園の整備予定はどのようなになっているかお伺いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 令和5年度の児童公園の整備予定について、都市整備課長の方からご報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

児童公園については、地区内の遊具が設置されていない地区において、安全性や管理を含めて地域の要望、協力が整った地区から整備を行っている状況です。

令和5年度の遊具設置につきましては、現在下山田区か猪野区かのどちらかの地区内で遊具の設置場所、遊具の種類等について協議を行っておるところです。9月中には設置の方針を確定し、整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） まず、9月中に設置の方針が確定ということですので、これは分かっただらまた教えていただきますようお願いいたします。

次の質問に移ります。

身近な児童公園は、子どもたちが体を動かし、発育にもつながる大切な役割を持っていると考える。近年、社会増等によって子どもの数が増加している地区にとって、利用者が多く、また今までの児童公園の機能だけでは手狭になっていくのではないかと考えます。例えば草場地区の児童公園を見ていると、遊具のある児童公園だけでは簡単なボール遊びなどができない状況であります。今後、町としてはどのような方針かお伺いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員がおっしゃるとおり、児童公園は子どもたちの発育にとって大切な役割を果たしてる、そういう場所でもあると私は思っています。児童公園の遊具設置については、あと数カ所で整備が終わって、全地区に遊具のある公園が設置されることになると思います。全地区に遊具のある児童公園が配置されることによって、議員が危惧されている広さに関しての一端は解決できるのではないかと考えています。

ただ一方、それ以外の機能、ボール遊び等の機能を補完する場所としては、町民の誰もが使える都市公園等の整備、活用で対応していきたいと考えております。その事例として、令和4年度から取り組んでいる、みんなで作る公園づくりと題して、町民の皆さまと構想づくりを進めている久山町総合グラウンド公園内にある旧ソフトボール場等の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、今ご指摘にありました急激な人口増による児童公園が手狭になっている例として、そういう考えでは草場地区ですが、私も現場の方は見ておりますが、児童公園に隣接する菜園予定地等も含めて、今後そういう活用によって補っていくということを考えております。今回の補正予算に草場区グラウンド基本構想策定及び基本設計委託料を計上し、整備について進めていきたいと考えております。

今後、大きな住宅開発等の開発が行われる場合においては、先ほど言いました児童公園と広場等の機能の併設については、その計画段階においてその必要性について検証を行った上で実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） 一つは、令和4年度からみんなで作る公園づくり、これは今年が計画段階ですかね。まず、これから聞きます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、昨年度構想案を策定しました。今年度は、まず第1回が行われて、ソフト事業、実際に皆さんが考えた構想を実現していくためにテスト的にいろんなことをやっていこうということで、町民の皆さまと一緒に進めている、そういう状況になります。ですから、それが確定次第、本格的な設計等になってくるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） それと、草場地区再開発事業も完了して戸数も増えたことにより、草場は本当ににぎわっております。町としても大変喜ばしいことだと思います。住宅が増えることに伴い、子どもたちが増え、遊び場が少なく、今道路上で遊んだり危険な状態が見受けられるため、草場地区の広場整備に向けての動きが出たことは大変私は安心しました。よろしく願いしときます。

それでは、ちょっと短いですが、最後の質問に移ります。

近年、公園を利用される年齢層や用途は多様になりつつあると考えています。ローラー

スポーツやアウトドア、ペットと一緒に楽しめる公園等、新たな利用の形態が必要だと考えるが、町長の考えはどう考えられますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私たちが以前過ごしていた頃の児童公園、もしくは近隣公園、都市公園という利用は、今大幅に変わってきていると思っています。議員のご質問にあるローラースポーツやアウトドア、ペットと一緒に楽しめる公園等、またスケートボード等、そういうものも増えております。こういう利用者のニーズが多様化しているというのが現状であり、本町にとってもその対応というのは必要になってくると思っています。

ただ、今の現状にある本町の公園では、そういう対応というのはなかなか難しいということが私としても理解しております。今現在、今後考えられる整備としましては総合運動公園のBグラウンド、そしてCグラウンド等についても、そういうものの活用については整備を現在行っておりますので、視野に入れながらやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 山野議員。

○7番（山野久生君） 今言われたBグラウンドとかCグラウンドは、設計がこげんしてこういうことが決まりましたら、また教えていただきますようよろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時40分